

嘉島町新型インフルエンザ等対策行動計画

—新たな感染症危機への備え—

策定	平成 21 年 (2009 年) 4 月
改定	平成 26 年 (2014 年) 3 月
改定	令和 8 年 (2026 年) 3 月

嘉 島 町

目次

はじめに.....	1
第1章 計画の概要.....	2
1 計画の趣旨・経緯.....	2
2 計画改定の概要.....	4
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針.....	5
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	5
(1) 対策の目的及び基本的な戦略.....	5
(2) 対策の基本的な考え方.....	6
(3) 時期区分及び有事のシナリオの想定.....	7
(4) 対策実施上の留意事項.....	9
(5) 対策推進のための役割分担.....	11
2 新型インフルエンザ等の主な対策項目.....	14
3 町行動計画の実効性を確保するための取組み等.....	15
(1) 関係機関による協議等を通じた対策の具体化.....	15
(2) 定期的な町行動計画の見直し.....	15
(3) 新型インフルエンザ等対策の実施体制.....	15
第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み.....	17
1 実施体制.....	17
1-1 準備期（平時）.....	17
1-2 初動期.....	18
1-3 対応期.....	19
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	21
2-1 準備期（平時）.....	21
2-2 初動期.....	22
2-3 対応期.....	24
3 まん延防止.....	25
3-1 準備期（平時）.....	25
3-2 初動期.....	26
3-3 対応期.....	27
4 ワクチン.....	28
4-1 準備期（平時）.....	28
4-2 初動期.....	33

4-3	対応期	37
5	保健	41
5-1	準備期（平時）	41
5-2	初動期	42
5-3	対応期	43
6	物資	44
6-1	準備期（平時）～初動期	44
6-2	対応期	45
7	町民生活及び町民経済の安定の確保	46
7-1	準備期（平時）	46
7-2	初動期	48
7-3	対応期	49
	指定地方公共機関 一覧	51
	用語集	52

はじめに

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。

さらに、グローバル化により世界各国で往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」という。）がパンデミックとなるなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。

このため、引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能であることから、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えておくことが重要となる。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大することも考えられる。こうしたAMR対策の推進など、平時からの着実な取組みにより、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していくことも求められる。

今般の嘉島町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）の改定、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できることを目指して対策等を行うものである。

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨・経緯

町行動計画は、新型インフルエンザ等への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示すものとして、平成21年（2009年）4月に策定した。

平成25年（2013年）に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、国や地方公共団体等の責務のほか、国、都道府県及び市町村による行動計画の策定が法定化された。

このような中、令和2年（2020年）1月に国内初の新型コロナが確認され、全国的に感染が拡大する中で、本町でも町民の生命及び健康が脅かされ、生活及び社会経済活動は大きく影響を受けた。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、医療関係者、事業者、行政など、全県を挙げた取組みが進められた。

今般の町行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等を踏まえ、新型インフルエンザ等による新たな感染症危機への備えを充実させ、対応力の強化を図るものである。

町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えを着実に進めるとともに、有事には、関係機関等と連携しながら迅速に対策を実施することにより、町行動計画の主たる目的である「町民の生命及び健康の保護」と「町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」の実現を目指すものである。

＜図表1＞ 国・県及び本町における新型インフルエンザ等対策の経緯

年	月	国	県	本町
平成17年 (2005年)	12月	新型インフルエンザ対策 行動計画 策定	熊本県新型インフルエ ンザ対策行動計画 策定	
平成21年 (2009年)	2月	改 定		
	4月		改 定	嘉島町新型インフルエ ンザ対策行動計画策定
＜新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生＞				
平成23年 (2011年)	9月	改 定		
	11月		改 定	
平成25年 (2013年)	4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行		
	6月	新型インフルエンザ等対 策政府行動計画 策定		
	12月		熊本県新型インフルエ ンザ等対策行動計画に 名称変更・改定	
平成26年 (2014年)	3月			嘉島町新型インフルエ ンザ等対策行動計画に 名称変更・改定
令和2年 (2020年)	1月	＜新型コロナが国内で初確認＞		
	2月	・新型コロナを感染症法上の「指定感染症」に指定		
	3月	・新型コロナを特措法の適用対象とする暫定措置		
令和3年 (2021年)	2月	・新型コロナを感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」（2類相当） に位置付け		
令和5年 (2023年)	5月	・新型コロナの感染症法上の位置付けが「5類感染症」に移行		
令和6年 (2024年)	7月	新型インフルエンザ等対 策政府行動計画 全面改定		
令和7年 (2025年)	3月		熊本県新型インフルエ ンザ等対策行動計画 全面改定	
令和8年 (2026年)	3月			嘉島町新型インフルエ ンザ等対策行動計画 全面改定

※計画の対象となる感染症の変更に伴い、平成25年（2013年）から名称が「新型インフルエンザ等」に変更

※国では、上記のほか、平成18年（2006年）、同19年（2007年）、同29年（2017年）にも計画を改定

2 計画改定の概要

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ感染症有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。感染症有事に際しては、国の基本的対処方針や、町行動計画の様々な対策の選択肢を参考に対応を行っていくこととなる。

従前の町行動計画は、平成26年3月に策定されたものであるが、今般、政府行動計画や県行動計画の抜本改定に合わせ、町行動計画も改定を行う。主な改定内容は以下のとおりである。

(1) 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置く。

(2) 時期区分の変更

対策の時期区分を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実する。

(3) 対策項目の充実

これまでの4項目から7項目に拡充し、新型コロナウイルス感染症対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン接種等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

(4) 実効性の確保

実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国、県及び町を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

(1) 対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康、町民生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等は、長期的には町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を、本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

新型インフルエンザ等対策の主たる目的

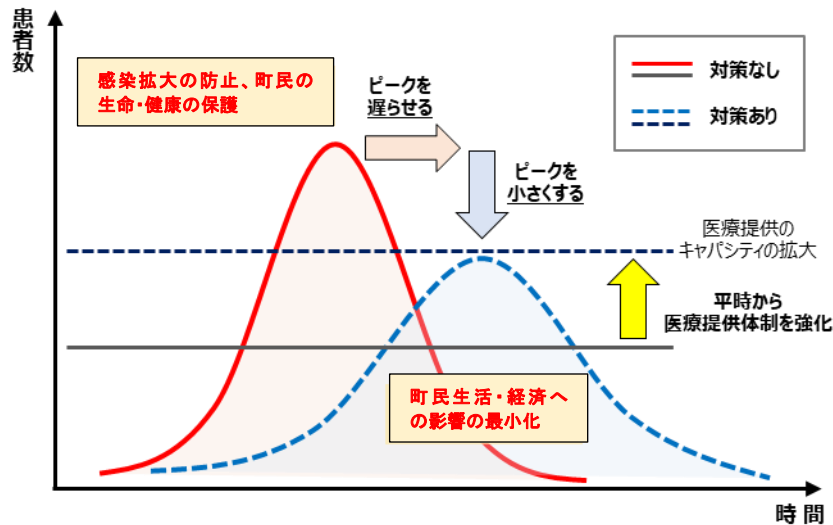
① 町民の生命及び健康の保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせる。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ・ 町民に対して、情報を提供し、新型インフルエンザ等対策の理解の促進を図る。
- ・ 住民接種の円滑な実施など、まん延防止対策を促進し、町民の健康被害を最小限にとどめる。

② 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、感染者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<図表2> 新型インフルエンザ等対策のイメージ



(2) 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要がある。

町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、様々な状況に対応できるように、その対策の選択肢を示すものである。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、町民等の理解を得るための呼びかけを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対

する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新興感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

(3) 時期区分及び有事のシナリオの想定

① 時期区分の想定

新型インフルエンザ等対策に当たっては、対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、次の3つの時期区分を想定する（図表3参照）。

なお、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染性、流行の状況等によっては、例えば、初動期が非常に短期間になること等も考えられる。

このため、この時期区分はあくまでも想定であることに留意しつつ、実際の対応に際しては、柔軟かつ機動的に対策の切替えを行うこととする。

<図表3> 時期区分の想定

時期区分	想定される時期・期間
準備期 (平時)	・ 新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	・ 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に次の対応が行われる期間 (A) 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生の公表 (B) 特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置 (C) 政府対策本部による基本的対処方針の策定・実行
対応期	・ 政府対策本部が設置され、基本的対処方針等に基づく対策等を講じる期間 ・ 中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも想定し、さらに次の4つのフェーズに区分 (A) 封じ込めを念頭に対応する時期 (B) 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (D) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

② 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症を念頭に置きつつ、中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも想定し、幅広く対応できるよう、次のア～エの考え方を踏まえた、有事のシナリオを想定する。

ア 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや

新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、病原体の性状に応じた対策を講じる。

イ 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行の早期収束を目標とする。

ウ 科学的知見の蓄積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化や、社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

エ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期化する場合も想定する。

③ 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

上記②の考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期において、柔軟かつ機動的に対策を切り替える有事のシナリオを想定する。

<図表9> 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期区分		有事のシナリオ
初動期		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部及び県対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する時期。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する時期。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、科学的知見の蓄積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、感染拡大の波（スピードやピーク等）を医療提供体制で対応できるレベルに抑制するため、感染拡大防止措置等を講じることを検討する時期。

	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える時期。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する時期。

(4) 対策実施上の留意事項

町は、有事やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画及びそれぞれの行動計画に基づき、県等と相互に連携協力し、対策を迅速かつ的確に実施することが求められる。その際、次の①～⑧に留意する必要がある。

① 平時の備えの整理

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制の確立につなげるとともに、情報収集・分析・共有の基盤となるDX（デジタル・トランスフォーメーション）等を推進する。

② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを考慮した対策と適切な情報提供・共有により、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的な健康を確保することが重要である。

このため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮した対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

③ 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、町民及び町内事業者（以下、「町民等」という。）の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得るこ

とを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因にもなる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

④ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度やワクチン、治療薬等の対策が有効である場合など、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられる。

このため、あらゆる場合にこれらの措置を講じるものではないということに留意する。

⑤ 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進する必要がある。

町は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

⑥ 社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設といった社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を進める。

⑦ 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報を共有する体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県と連携し、発生地域における状況を把握するとともに、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供・共有、避難の支援等を速やかに行う。

⑧ 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、町対策

本部を設置し、町対策本部での対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

(5) 対策推進のための役割分担

① 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら対策を迅速かつ的確に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進や、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組み等を通じ、有事におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期（平時）に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定する。

有事には、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。また、国民等や事業者等の理解・協力を得て対策を行うため、感染症や感染症対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

② 県の役割

県は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する。

あわせて、医療機関や民間検査機関等との検査措置協定や、宿泊施設等との宿泊施設確保措置協定を平時に締結することにより、検査や宿泊療養等の対応について、計画的に準備を進める。このような取組みを通じて、有事には迅速に体制を移行し、対策を実行する。

また、県は、保健所設置市（本県では熊本市をいう。以下同じ。）のほか、感染症指

定医療機関等で構成する熊本県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）において、予防計画に基づく取組み等に関する協議を行うとともに、その取組状況について、毎年度、進捗確認を行い、国に報告する。

これらの取組みにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための対策を実施しつつ、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

③ 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や生活支援、有事の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、迅速かつ的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密に連携する。

④ 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめるため、平時から、地域における医療提供体制の確保に向け、県と医療措置協定を締結するとともに、院内感染症対策の研修や訓練、個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保が求められる。

また、新型インフルエンザ等の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を深めることが重要である。

有事には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づく県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

⑤ 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、特措法に基づき、対策を実施する責務を有しており、確実に業務を継続するため、業務計画の作成・見直しを行うことが求められる。

業務計画の作成や見直しに当たっては、政府行動計画や県行動計画、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等を踏まえ、新型コロナ対応も振り返りながら、平時から対策の実施体制や関係機関との連携のほか、DXの推進やテレワークの活用など、必要となる取組みを検討し、準備を進める。

⑥ 登録事業者の役割

特定接種の対象となる医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、有事においても最低限の国民生活を維持するため、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染症対策の実施や重要業務を継続するための準備等を積極的に行うことが重要である。

その上で、有事となった際は、平時の準備をもとに、重要業務を継続的に実施す

るよう努める。

⑦ 一般の事業者の役割

事業者等は、有事に備えて、職場における感染症対策を行うことが求められ、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に、多数の者が集まる事業を行う事業者等については、感染拡大防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品をはじめとする物資の備蓄に努める。

⑧ 町民の役割

町民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、個人での基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践するよう努める。

また、有事に備えて、個人でもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

有事には、発生の状況や予防接種など、国、県及び市町村が実施している対策に関する情報等を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

2 新型インフルエンザ等の主な対策項目

町行動計画は、対策の主たる目的である「町民の生命及び健康の保護」及び「町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」を実現するための具体的な対策を定めるものである。

各種対策の切替えのタイミングを明確化し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、次の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

【対策項目】

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

3 町行動計画の実効性を確保するための取組み等

(1) 関係機関による協議等を通じた対策の具体化

新型インフルエンザ等への対応に当たっては、平時の備えも含め、多岐にわたる対策について取組みを具体化し、関係機関との役割分担や連携体制を整理することが必要である。

このため、平時から関係機関が連携・協力し、各対策項目の取組みに関する協議等を継続して実施する。

(2) 定期的な町行動計画の見直し

国においては、国内外の新興感染症等の発生動向やそれらへの対応状況、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるものとしている。

町は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、町行動計画の見直しを行う。

(3) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

① 嘉島町新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び町対策本部条例に基づき、町における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、町長を本部長、教育長を副本部長とする嘉島町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置する。

《町対策本部の構成》

本部長	町長
副本部長	教育長
本部員	総務課長、議会事務局長、町民保険課長、福祉課長、税務課長、農政課長、企画情報課長、建設課長、都市計画課長、水環境課長、学校教育課長、社会教育課長、給食センター長、会計室長

② 嘉島町新型インフルエンザ等対策本部健康危機管理部

町対策本部設置後の新型インフルエンザ等対策の実施機関として、嘉島町新型インフルエンザ等対策本部健康危機管理部（以下「危機管理部」という。）を設置する。

《町対策本部健康危機管理部の構成》

部長	町民保険課長
副部長	総務課長
顧問	町医
事務局員	町民保険課員、総務課員

第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の取組み

1 実施体制

1-1 準備期（平時）

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、平時から、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 町行動計画等の見直し及び体制整備・強化

- ① 特措法の規定に基づき、町行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。町行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する。
- ② 政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
- ③ 有事において、各種対策を実施するために必要な人員を確保し、通常業務の中で維持・延期・縮小・中止する業務等を明確化するため、業務継続計画を作成・変更する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の資質向上のため、国や県が実施する研修等へ職員が積極的に参加するとともに、庁内での情報共有や実践的な訓練を通じて、感染症危機への対応能力の向上に努める。

(3) 関係機関との連携強化

- ① 国や県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、有事の発生に備え、平時からの情報共有、必要な取組みの協議及び連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、有事の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

1-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期（平時）における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部等を立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、必要に応じて、町対策本部又は危機管理部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 必要に応じて、準備期（平時）の（2）を踏まえ、必要な人員体制強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ③ 準備期（平時）に整理した内容を踏まえ、感染症対応業務のうち、ICTの活用や外部委託が可能な業務について、必要な準備を進める。

(3) 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、必要に応じて、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、基金のと取り崩しや一時借入金の借入れ、地方債の発行等を検討し、所要の準備を行う。

1-3 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 基本となる実施体制の在り方

県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- ① 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。また、緊急事態措置を迅速かつ的確に実施するために必要があると認める場合は、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- ② 初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、引き続き、全庁的な対応を継続する。
- ③ 初動期までの準備をもとに、感染症対応業務の効率化や負担軽減のため、積極的にICTの活用や外部委託を進める。
- ④ 対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、休暇の確保やメンタルヘルス支援など、必要な対策を講じる。

(3) 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認める場合は、県に対して特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ② 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認める場合は、県内の他の市町村又は県に対して応援を求める。

(4) 必要な財政上の措置

国による財政支援措置を有効に活用するとともに、必要に応じて、地方債の発行も検討しながら財源を確保した上で、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に係る対策を実施するよう努める。

(5) 町対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

なお、引き続き対策の実施のために必要があると判断した場合は、独自に対策本部の設置を継続することも検討する。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

2-1 準備期（平時）

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等、県や他市町村、医療機関、事業者等と、リスク情報やその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

（2）新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

① 感染症に関する情報提供・共有

平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、各種媒体を利用しながら、分かりやすい情報提供・共有を行う。

② 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではないことや、このような偏見・差別により患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなること等についても啓発する。

（3）新型インフルエンザ等の発生時を想定した情報提供・共有体制の整備

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有体制整備

町対策本部における広報部門の設置など、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、迅速かつ的確な情報提供・共有を行うための体制を整理する。

② 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組みの推進

有事において、町民等からの一般的な問合せに対応するコールセンター等を迅速に設置できるよう、必要な準備を進める。

2-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 情報提供・共有

① 準備期（平時）に整備した方法等を踏まえ、各種媒体を活用し、迅速に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容につながる啓発を行うとともに、冷静に対応するよう周知する。

また、町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚が不自由な者等に適切に配慮しつつ、理解しやすい内容や方法で情報提供・共有を行う。

② 町民の情報収集の利便性向上のため、国や関係機関等による情報も一体的に閲覧できるウェブサイトを立ち上げる。

③ 準備期（平時）に構築した連携体制により、関係機関・団体等を通じた情報提供・共有を行う。

(3) 双方向のコミュニケーションの実施

① 国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、一般的な問合せに対応するコールセンター等を設置するなど、相談体制を整備する。

② 町民からの問合せや相談内容から、関心の高い情報等を整理した上で情報提供・共有を行うなど、双方向のリスクコミュニケーションに努める。

(4) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

準備期（平時）の（2）②の偏見・差別を防止するための啓発を引き続き実施する。

また、科学的根拠が不確かな情報など、偽・誤情報が拡散している場合は、

その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に提供・共有することにより、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2-3 対応期

(1) 目的

感染症危機での対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会での感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 情報提供・共有

引き続き、初動期の(2)①～③の情報提供・共有を行う。

(3) 双方向のコミュニケーションの実施

① 国が作成したQ&A等による情報提供・共有を行うとともに、コールセンターを拡充するなど、相談体制を強化する。

② 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、情報の受取手の反応や関心を把握し、初動期に引き続き、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションに努める。

(4) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期に引き続き、偏見・差別を防止するための啓発や、偽・誤情報への対応を実施する。

3 まん延防止

3-1 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民等や事業者の理解促進に取り組む。

（2）新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町行動計画に基づき、想定される対策の内容やその意義について周知する。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには、個人レベルでの感染症対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進に努める。
- ② 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の実施を呼びかける。
- ③ 自らの感染が疑われる場合は、県が保健所に設置する相談センターにまず電話で相談することや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応についても、平時から理解促進を図る。

3-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) まん延防止対策の準備

国や県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

3-3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命や健康を保護する。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 患者や濃厚接触者への対応

町民が新型インフルエンザ等により患した場合や濃厚接触者に該当した場合等の対応について、国や県からの情報をホームページやSNS等にて周知するとともに、問い合わせ等があった際には、丁寧に対応する。

(3) 患者や濃厚接触者以外の町民に対する対応

- ① 集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛について県が要請を行った場合は、町民等への周知に協力する。
- ② 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の情報提供及び注意喚起をする。

(4) 事業者や学校等に対する対応

- ① 県と連携し、必要に応じて、まん延防止等重点措置として講じる営業時間の短縮や変更等の周知、及びそれらの状況確認等を実施する。
- ② 緊急事態措置として、多数の者が利用する施設、当該施設を使用して実施する事業及び施設自体の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）について県が要請を行った場合は、町民等への周知に協力する。
- ③ 感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を検討する。

(5) 基本的な感染対策の推進等

町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等について、一層の促進を図る。

4 ワクチン

4-1 準備期（平時）

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国や県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) ワクチンの接種に必要な資材の準備

以下の表5を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

<図表5> 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ パルスオキシメーター	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 使い捨てガウン、エプロン <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 時計（表示用）

(3) ワクチンの供給体制の整備

- ① 実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。
- ② 町でワクチンを保管することになった場合に備えて、保管場所を想定しておくとともに、停電時の対応等についても平時より関係部署と調整する。

(4) 接種体制の構築

① 接種体制

平時から医師会等の関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を行う。

また、集団接種会場については、町民体育館等を使用することを前提に平時から関係部署と調整する。その際、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要になる可能性があるため、県（御船保健所）と手続き等について確認を行う。

② 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等に対し、町が実施主体となり、原則として集団的接種により特定接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう平時から接種体制を構築する。

特に、登録事業者のうち、住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

イ 特定接種の対象となり得る町職員等の範囲について、あらかじめ把握・整理しておく。

③ 住民接種

平時から、以下のア～ウのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 国及び県の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。体制の構築にあたっては、町長をチーム長とするワクチン接種プロジェクトチーム（仮称）を立ち上げ、町職員が一丸となって取り組む体制の構築を前提に平時から関係部署と調整する。

a 住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が

速やかに接種することができるよう、平時から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、郡医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた取組みを平時から行う。

- i 接種対象者数
 - ii 町職員の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、町民体育館等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する町民への周知方法の策定
- b 医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

<図表12> 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者（※）	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として

試算する。

- c 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、郡医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、郡医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。

- d 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。

また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

なお、医師及び看護師の配置については、町が直接運営するほか、郡医師会等と委託契約を締結し当該の郡医師会等が運営を行うことも検討する。

- イ 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する当町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

- ウ 速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や接種に携わる医療従事者等の体制、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討・準備しておく。

（5）情報提供・共有

① 住民への対応

平時から定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

② 町における対応

定期的予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を

行う。

③ 衛生部局以外の分野と連携

予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力しながら実施する。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、町教育委員会等との連携を進め、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を学校に依頼する。

(6) DX の推進

- ① 町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

4-2 初動期

(1) 目的

接種会場や接種に携わる医療従事者の確保等、速やかな予防接種につなげるための接種体制を構築する。

(2) 接種体制の構築

① 国が示す特定接種又は住民接種の優先順位の考え方、ワクチンの供給量、必要な資材、接種の実施方法、予算措置等に関する情報を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制の構築を進める。

② ワクチンの接種に必要な資材

準備期（平時）の図表5に示す資材を適切に確保する。

(3) 接種体制

① 特定接種

郡医師会等の協力を得て、接種に係る医療従事者や接種会場の確保など特定接種の準備を進める。

また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて郡医師会、町内医療機関等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

② 住民接種

ア 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定者数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

ウ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携して行う。具体的には、調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健

福祉部局が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局が行う。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

エ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、郡医師会等の協力を得て、その確保を図る。

オ 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、郡医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

カ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

キ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務デジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

ク 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、必要な医療従事者数を算定する。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや、接種後の状態観察を担当する看護師等を1名おく。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。

ケ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に必要となる救急処置用品（血圧計、静脈路確保用品等）に関しては、あらかじめ郡医師会等と協議のうえ準備を行うとと

もに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

＜図表7＞接種会場において必要と想定される物品

<p>【準備品】</p>	<p>【医師・看護師用物品】</p>
<p><input type="checkbox"/>消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/>トレイ <input type="checkbox"/>体温計 <input type="checkbox"/>医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/>手指消毒剤 <input type="checkbox"/>救急用品</p>	<p><input type="checkbox"/>マスク <input type="checkbox"/>使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/>使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/>膿盆 <input type="checkbox"/>聴診器 <input type="checkbox"/>ペンライト</p>
<p>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<p>【文房具類】</p>
	<p><input type="checkbox"/>ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/>日付印 <input type="checkbox"/>スタンプ台 <input type="checkbox"/>はさみ</p>
	<p>【会場設営物品】</p> <p><input type="checkbox"/>机 <input type="checkbox"/>椅子 <input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>延長コード <input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/>耐冷手袋等</p>

コ 感染性産業廃棄物を保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

サ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保

することや要配慮者への対応が可能になるように準備する。

4-3 対応期

(1) 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) ワクチンや必要な資材の供給

- ① 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、初動期の内容を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② ワクチンについて、本町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

(3) ワクチン接種の実施

① 接種体制

初動期までに構築した接種体制に基づき接種を行う。

② 特定接種の実施

国が特定接種を実施することを決定した場合においては、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員（本町職員等）に、本人の同意を得て特定接種を行う。

③ 住民接種の実施

ア 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

イ 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

ウ 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

エ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

オ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種（施設内接種）も検討する。

カ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

④ 接種に関する情報提供・共有

ア 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

イ 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

ウ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

⑤ 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(4) 健康被害の救済

予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(5) 情報提供・共有

① 町自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

② 接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

④ 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

⑤ 住民接種に係る対応

ア 実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

イ 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されることを想定する。

a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

⑥ 広報に際しての留意点

上記⑤イのa～dのことを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。

ウ 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

5 保健

5-1 準備期（平時）

（1）目的

町は、感染症有事の際における円滑な対応のため、県、保健所等の関係機関との密接な連携体制を構築する。また、収集・分析した感染症情報を関係者及び住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際における迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

（2）人材の確保

感染症有事において、管轄保健所の人員体制を支援することも想定し、当町からの応援職員等の確保について検討する。

（3）県及び保健所との連携体制の構築

県が主体となっていく健康観察に対し、本町が円滑に協力できるよう、具体的な協力内容、情報共有の方法、連絡体制等について、平時から協議・確認を行う。

（4）町内の生活支援体制の検討

住民にとって最も身近な行政主体として、県より健康観察や生活支援（食事や食料品、生活必需品の提供等）の協力依頼及び患者等に関する情報の提供を受けることがあるため、具体的な手順を検討しておく。

5-2 初動期

(1) 目的

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

町行動計画に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

(2) 有事体制への移行準備

感染症発生後速やかに、感染症対策部門における人員体制を整備する。

5-3 対応期

(1) 目的

準備期に整理した関係機関との連携体制に基づき、感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 有事体制への移行

感染症有事体制を確立するとともに、初動期から継続して感染症対策部門における人員体制を整備する。

(3) 健康観察及び生活支援の実施

① 県からの要請に基づき、自宅・宿泊療養者等に対する健康観察に協力する。

② 県からの協力要請に基づき、必要な患者情報の提供を受け、自宅・宿泊療養中の町民で支援が必要な方に対し、食事や食料品、生活必需品の提供等の生活支援を迅速に実施する。その際、特に高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、きめ細やかな対応に努める。

6 物資

6-1 準備期（平時）～初動期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 感染症対策物資等の備蓄

- ① 感染症対策に従事する職員の安全を確保するため、国が示す備蓄水準を参考に、マスク、手袋等の个人防护具及び消毒液等の感染症対策物資等について、必要な品目と量を定め、計画的に備蓄を進める。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 町内の医療機関、社会福祉施設等の関係機関に対し、それぞれの施設で必要となる个人防护具等の備蓄を平時から進めるよう呼びかける。
- ③ 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接種する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進める。

6-2 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保を促進する。

(2) 感染症対策物資等の備蓄状況の確認

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認し、今後の需要の増加に備える。

(3) 物資の供給と管理

感染リスクの高い業務に従事する職員に対し、必要な個人防護具等を計画的に供給する。

7 町民生活及び町民経済の安定の確保

7-1 準備期（平時）

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県が新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置の実施により、町民生活及び町民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

（2）情報共有・支援体制の整備

有事において、町民及び事業者への影響を迅速に把握し、的確な支援策を講じるための体制を整備する。

① 情報共有体制の整備

町民生活や地域経済への影響に関する情報を、県及び町内の関係機関等と連携し、迅速に情報を共有するための連絡体制を整備・確認する。

② 支援の実施に係る仕組みの整備

有事における町民や事業者への支援金等の給付を迅速かつ円滑に行うため、行政手続きにおけるデジタル技術の活用（DX）を推進し、申請から給付までの仕組みをあらかじめ検討・整備する。その際、デジタル機器の利用が困難な方を含め、誰もが情報や支援から取り残されることのないよう、多様な周知・申請方法を確保する。

（3）物資及び資材の備蓄

① 災害対策用の備蓄品との連携を図りつつ、6-1物資における準備期で備蓄する感染症対策物資等のほか、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

② 町民及び事業者に対し、広報誌やホームページ、各種説明会等のあらゆる機会を活用し、感染症の流行に備えて、食料品、生活必需品及びマスク、消毒液等の衛生用品を、各家庭及び各事業所で計画的に備蓄するよう、平時から勧奨する。

（4）生活支援を要する者への支援等の準備

新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等につ

いて、平時から支援体制の構築を行う。

(5) 火葬体制の構築

県の方針に基づき、管轄内の火葬場の処理能力を把握するとともに、死亡者の急増により火葬が滞る事態を想定し、一時的に遺体を安置する施設の確保について、あらかじめ検討する。また、円滑な埋火葬許可事務が行えるよう、戸籍担当部署との連携体制を確認する。

7-2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び町民の社会経済活動の安定を確保する。

(2) 火葬・安置体制の整備

県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に向けた準備を行う。

(3) 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう周知する。

7-3 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び町民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(2) 町民生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等の拡大やまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。

② 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③ 教育及び学びの機会の継続に関する支援

県と連携し、学校等の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じて、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

ア 県と連携し、町民生活及び社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等を迅速に供給する必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視を行うとともに、必要に応じて、関係する業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等呼びかける。

イ 県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じて、町民からの相談窓口や情報収集窓口を拡充する。

ウ 県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがある場合は、町行動計画に基づき、適切な措置を講じる。

エ 県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性

が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがある場合は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令、その他の法令の規定に基づく措置、その他適切な措置を講じる。

（3）遺体の火葬・安置

- ① 県を通じて国からの要請を受け、益城・嘉島・西原環境衛生施設組合（益城斎場）に、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。町内の火葬能力を超えると判断される場合は、速やかに県に対して広域火葬の調整を要請する。
- ② 死亡者が急増し、火葬が滞る事態が発生した場合は、初動期に準備した施設を速やかに遺体安置所として開設し、適切な管理運営を行う。

（4）社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

国による財政支援措置を活用しながら、新型インフルエンザ等の拡大やまん延防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、公平性にも留意しながら、影響を受けた事業者等を効果的に支援するための措置を講じる。

② 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じる。

指定地方公共機関 一覧

新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第8号の規定に基づき熊本県知事が指定した指定地方公共機関は、次のとおりです。

令和7年（2025年）3月現在

分野	法人名
医療	国立大学法人熊本大学 （熊本大学病院）
	社会福祉法人恩賜財団済生会 （済生会熊本病院、済生会みすみ病院）
	国家公務員共済組合連合会 （熊本中央病院）
	一般社団法人熊本市医師会 （熊本市医師会熊本地域医療センター）
	社会医療法人黎明会 （宇城総合病院）
	一般社団法人天草郡市医師会 （一般社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター）
	公益社団法人熊本県医師会
	一般社団法人熊本県歯科医師会
	公益社団法人熊本県薬剤師会
	公益社団法人熊本県看護協会
	一般社団法人熊本県医療法人協会
ガス	一般社団法人熊本県LPGガス協会
	山鹿都市ガス株式会社
	九州ガス株式会社
	天草ガス株式会社
輸送	熊本電気鉄道株式会社
	南阿蘇鉄道株式会社
	肥薩おれんじ鉄道株式会社
	くま川鉄道株式会社
	一般社団法人熊本県バス協会
	公益社団法人熊本県トラック協会

用 語 集

用 語	内 容
医療措置協定	感染症法第 36 条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
健康観察	感染症法第 44 条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の2第1項、第 44 条の7第1項又は第 44 条の 10 第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民(県民)等が適切に判断・行動することができるよう、国(県・市)による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

連携協議会	平時から感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、感染症法第 10 条の 2 に基づき、県、保健所設置市、県医師会等で構成する協議会。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。 例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
PDCA	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023 年5月8日に5類感染症に位置付けられた。